

平成21年度夏期一時金内訳

○夏期手当：2,15月+5,000円

社員区分	基礎部分	加算措置	
一般社員	(基本給の月額+扶養手当の月額+調整手当の月額+職務段階別等加算)×基準日以前6か月の在職期間に応じ次に定める月数 ・在職期間6か月 2.15月 ・在職期間3か月以上6か月未満 1.29月 ・在職期間3か月未満 0.645月	夏期手当における在職期間に応じ次に定める額を加算 ・在職期間6か月 5,000円 ・在職期間3か月以上6か月未満 3,000円 ・在職期間3か月未満 1,500円	
高齢再雇用社員	(基本給の月額+調整手当の月額+職務段階別等加算)×基準日以前6か月の在職期間に応じ次に定める月数 ・在職期間6か月 1.1月 ・在職期間3か月以上6か月未満 0.66月 ・在職期間3か月未満 0.33月	夏期手当における在職期間に応じ次に定める額を加算 ・在職期間6か月 5,000円 ・在職期間3か月以上6か月未満 3,000円 ・在職期間3か月未満 1,500円 ※短時間勤務は2分の1の額	
短時間社員	(基本給の月額+調整手当の月額)×基準日以前6か月の在職期間に応じ次に定める月数 ・在職期間が6か月 1.29月 ・在職期間が3か月以上6か月未満 0.774月 ・在職期間が3か月未満 0.387月	夏期手当における在職期間に応じ次に定める額を加算 ・在職期間6か月 2,500円 ・在職期間3か月以上6か月未満 1,500円 ・在職期間3か月未満 750円	
期間雇用社員	エキスパート社員 (月給制・時給制)	基本賃金額×基準日以前6か月の在職期間に応じ次に定める月数 ・在職期間6か月 2.15月 ・在職期間3か月以上6か月未満 1.29月 ・在職期間3か月未満 0.645月	夏期手当における在職期間に応じ次に定める額を加算 ・在職期間6か月 5,000円 ・在職期間3か月以上6か月未満 3,000円 ・在職期間3か月未満 1,500円
	月給制 契約社員	基本賃金額×0.3×1.8	3,000円
	時給制 契約社員 パート タイマー	基本賃金の合計額÷6×0.3×基準日前6か月の実際勤務日数 に応じ次に定める割合 ・実際勤務日数が120日以上 1.3(※) ・実際勤務日数が100日以上 1.2 ・実際勤務日数が80日以上 1.1 ・実際勤務日数が80日未満 1.0 ※1日の正規の勤務時間数が8時間である者は1.8	夏期手当における基準日前6か月間における正規の勤務時間数の総数を6で除した時間数に応じ次に定める額を加算 ・Aランク、84時間超 2,000円 ・Aランク、84時間以内 1,000円 ・Bランク、84時間超 1,000円 ・Bランク、84時間以内 500円